

## 【 財政・金融委員会 】

### (1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院議員提出2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類71件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

我が国経済は、平成9年春以降、景気後退局面に入っていたが、平成11年春頃に下げ止まり、緩やかながらも改善しつつある。こうした傾向を反映し、企業収益や設備投資は持ち直しの動きを示すなど、自律的回復の芽生えも見受けられる。しかし、先行き不安を払拭するまでには至らず、雇用や個人消費に関する指標は、依然として厳しい水準にあり、本格的な回復軌道に乗ったといえる状況には未だ達していない。

こうした状況を開拓するため、10月19日、政府は、IT革命の推進、環境問題への対応、高齢化対応、都市基盤整備の4分野に重点を置いた事業規模11兆円の経済対策となる「日本新生のための新発展政策」を策定し、これを受け、11月10日には、総額4兆7,832億円の平成12年度補正予算が閣議決定された。

補正予算の編成に当たっては、国債の発行を極力抑制する観点から、平成11年度の純剰余金1兆403億円を全額活用し、歳入に計上することが決定された。ただし、剰余金の処理については、「各年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない」という財政法第6条第1項の定めがあるため、その特例を講じる必要があり、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案が提出された。

委員会においては、補正予算の必要性、剰余金の特例処理の是非、特殊法人への税金投入に関する問題点等について質疑が行われ、多数で可決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び酒税法の一部を改正する法律案は、いずれも衆議院大蔵委員長により提出された。

前者は、政治活動に関する個人の寄附を引き続き促進するため、個人が政治活動に関する寄附を行った場合の寄附金控除の特例または所得税額の特別控除の期限を平成16年12月31日まで延長しようとするものであり、全会一致で可決された。

後者は、最近の社会情勢にかんがみ、未成年者の飲酒防止に資するため、未成年者飲酒禁止法の規定に違反して罰金の刑に処せられた酒類販売業者について、その免許を取り消すことができるようとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、未成年者の飲酒防止対策の実効性、酒類小売販売業免許の取消及び再申請時の免許交付の運用基準等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

#### 〔国政調査等〕

10月31日、冒頭、まず、宮澤大蔵大臣から、景気動向及び補正予算を編成する必要性のほか、「平成13年度予算編成においては、大胆な見直しを行い、国債発行額ができるだけ圧縮するなど、21世紀のスタートにふさわしい予算としたい。」との発言があった。次いで、相沢金融再生委員会委員長から、金融システムの安定と再生に向けた現下の取組のほ

か、相次ぎ破綻に追い込まれた千代田生命保険相互会社及び協栄生命保険株式会社について、「保険契約者等については、保険業法に基づく保護が図られることとなっており、金融監督当局としても、更生計画の策定過程において適切に対処していきたい。」との発言があった。その後、同発言及び前国会の8月9日に説明を聴取した日本銀行第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件等について、質疑が行われ、補正予算の必要性、株式譲渡益課税をめぐる問題、相次ぐ生保破綻の原因、更生特例法適用前の予定利率変更について検討する必要性、ゼロ金利解除の影響、調整インフレ論に対する日銀の見解、日銀が小樽・北九州の2支店廃止の方針を打ち出した経緯等が取り上げられた。特に、補正予算の必要性について、宮澤大蔵大臣から、「消費の動向を見ていたが、夏になっても良くない。国民所得統計の4～6月期の数字も一見格好は良かったが、実はあまり感心した内容ではなかったという印象を持ち、はっきりと補正が要ると考えた。また、7～9月期の数字も消費についてはあまり大きな期待はできないかもしれない。補正が必要だということは、残念だが、間違いない。」との答弁があった。また、ゼロ金利解除の影響について、速水日本銀行総裁から、「8月中の動きを見ると、長期金利や円相場は総じて安定的に推移しており、株価もかなり上昇した。したがって、ゼロ金利解除は総じて冷静に受けとめられたと言ってよいのではないか。」との答弁があった。

## (2) 委員会経過

### ○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件、経済・物価の将来展望とリスク評価に関する件、景気動向と補正予算に関する件、生命保険会社の破綻処理に関する件、株式譲渡益課税に関する件等について宮澤大蔵大臣、相沢金融再生委員会委員長、宮本金融再生政務次官、荒井自治政務次官、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁山口泰君及び同銀行理事小池光一君に対し質疑を行った。
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長萩山教嚴君から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
 （衆第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民  
 反対会派 なし  
 欠席会派 無会、無

### ○平成12年11月27日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、相沢金融再生委員会委員長、宮本金融再生政務次官、七条大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会

欠席会派 無

○酒税法の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長萩山教嚴君から趣旨説明を聴き、同君、宮澤大蔵大臣、海老原総務政務次官、七条大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第14号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社会、無会

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成12年11月30日（木）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第19号外70件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### （3）成立議案の要旨

#### 平成11年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案（閣法第18号）

##### 【要旨】

本法律案は、平成12年度一般会計補正予算（第1号）の編成に当たり、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成11年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剩余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成11年度の剩余金については適用しない。

##### 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

#### 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第6号）

##### 【要旨】

本法律案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 個人のする政治活動に関する寄附についての寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の期限を平成16年12月31日まで延長する。

##### 2 この法律は、公布の日から施行する。

##### 3 その他所要の規定を置く。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約56億円である。

## 酒税法の一部を改正する法律案（衆第14号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における社会情勢にかんがみ、未成年者の飲酒防止に資するため、未成年者飲酒禁止法の規定に違反して罰金の刑に処せられた酒類販売業者について、その免許を取り消すことができるようとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 酒類の販売業免許の取消事由に、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合を追加する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

### (4) 付託議案審議表

#### ・内閣提出法律案（1件）

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
18	平成11年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案	衆	12. 11.10	12. 11.22	12. 11.27 可決	12. 11.27 可決	12. 11.17 大蔵	12. 11.21 可決	12. 11.21 可決

#### ・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
6	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 萩山 教嚴君 (12.10.24)	12. 10.24	12. 10.24	12. 10.30 可決	12. 10.31 可決	12. 11. 1 可決			12. 10.24 可決
14	酒税法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 萩山 教嚴君 (12.11.10)	11.10	11.10	11.22 可決	11.27 可決	11.27 可決			11.10 可決